

別表 生活福祉資金（福祉資金）

資金の種類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 生業を営むために必要な経費 ● 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ● 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ● 福祉用具等の購入に必要な経費 ● 障害者用の自動車の購入に必要な経費 ● 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ● 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ● 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ● 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ● 冠婚葬祭に必要な経費 ● 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ● 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ● その他日常生活上一時的に必要な経費 	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	据置期間経過後20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後8月以内	無利子

※所得の目安は生活保護基準の1.5倍～2倍（都道府県による）